

和光市国民健康保険運営協議会

第2回会議録

令和7年11月19日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録 (要旨)	
令和7年度 第2回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和7年11月19日(水) 13時30分
開催場所	和光市民文化センター 企画展示室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時00分
出席委員	事務局
青木 二郎 市島 真理 奥村 香代子 小田原 紀慧子 佐々木 好評 富澤 仁 内野 裕嗣 山崎 操 (会長代理) (8人)	健康部長 櫻井 崇 健康部次長 梅津 俊之 保険年金課長 稲原 大介 健康支援課長 浅井 里美 保険年金課課長補佐 中村 智子 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 保険年金課国民健康保険担当 杉本 茜 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 なし
細田 泰雄 清水 善行 菅野 隆 内海 英二 佐々木 淳 鈴木 正敏 (会長) 佐藤 貴映 (7人)	
備考	会議資料 次第、資料1 (令和7年度補正予算第3号) ・資料2 (和光市国民健康保険ヘルスプラン変更案)

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>1 開会</p> <p>2 諮問 櫻井部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。</p> <p>諮問事項（1）「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）」資料1に基づき説明。</p> <p>それでは、諮問事項「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）」について、資料に基づきまして、説明させていただきます。</p> <p>お配りしています「資料1」をご覧ください。</p> <p>今回の補正予算は、補正前予算額67億8,126万6千円に1,313万5千円増額し、補正後の予算額を67億9,440万1千円とするものです。</p> <p>それでは、内容について説明いたします。裏面をご覧ください。</p> <p>まず、下段の歳出について説明します。</p> <p>「款1総務費」については、「目1賦課徴収費」のうち賦課業務について、令和8年度から子ども・子育て支援金制度の導入のために国民健康保険システムの改修が必要なため、1,342万円増額補正するものです。</p> <p>次に「款4保健事業費」については、「項2特定健康診査等事業費」について、埼玉県国保ヘルスアップ支援事業参加による特定保健指導事業予算の94万6千円の減額及び会計年度任用職員の報酬等に不足が生じる見込みのため66万1千円増額するものです。減額分が大きいことから結果的に28万5千円の減額補正となります。歳出は以上です。</p> <p>次に上段の歳入について説明します。</p> <p>「款4国庫支出金」について、先ほど歳出の賦課徴収費で説明いたしました子ども・子育て支援金制度の導入に伴うシステム改修費の財源として、国から「子ども・子育て支援事業費補助金」が100%補填されるため、歳出と同額を増額補正するものです。</p>

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>「款5 県支出金」について、「目1 保険給付費等負担金」のうち特定健診・特定保健指導事業に係る歳出の減額に伴い、歳出と同額を減額補正するものです。</p> <p>諮問事項、補正予算についての説明は以上となります。</p> <p>採決の結果、「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）」について承認。</p> <p>諮問事項「和光市国民健康保険ヘルスプランの見直しについて」資料2に基づき説明。</p> <p>それでは、諮問事項 「国民健康保険ヘルスプランの見直し」について、資料に基づきまして、説明させていただきます。</p> <p>事前に郵送にてお送りしていただきました資料2に一部修正を加えていますので、本日お配りしてあります当日差し替え分の「資料2」をご覧ください。</p> <p>前回の第1回の運営協議会で、子ども・子育て支援金制度導入に向けた今後のスケジュールについてお話しさせていただきました。今回第2回の運営協議会では、制度説明とヘルスプランの変更案の提示をさせていただきます。資料2は現時点で示されている資料に基づき、数値などを更新して作成したヘルスプランの変更案となります。</p> <p>現行の和光市国民健康保険ヘルスプランでは、第9章の第8節で「新たな保険税率」として令和6年度から令和8年度までの3年間の保険税率を示し、第9節で「財政推計」の見込を立てております。</p> <p>今回、令和8年から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴いまして、国民健康保険税率に新たに「子ども・子育て支援金分」が追加されることになるため、現行のヘルスプランはそのまま、追加する形で第10節からのヘルスプラン変更案を作成いたしました。</p> <p>中身としましては、第10節で制度の概要、第11節で新たな保</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>除税率をお示しし、現行のヘルスプラン同様にモデルケースを提示しています。第12節では子ども・子育て支援金の導入を踏まえた財政推計という流れとしています。第12節の財政推計については、あくまで、ヘルスプランは3年間ごとに税率を見直す際に作成しているものとなりますので、令和8年度までの財政推計にとどまりますが、直近の数値を反映した形で更新しております。</p> <p>それでは、制度の説明を含めてヘルスプランの変更案について説明します。</p> <p>第10節「子ども・子育て支援金制度について」 こちらは制度の概要を記載しています。</p> <p>前回お配りしております、子ども・子育て支援金制度についての国の資料を参考に作成しています。</p> <p>子ども・子育て支援金制度は、記載にありますとおり、「社会連帯」の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を「全世代・全経済主体」が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設されたものです。</p> <p>日本の課題である少子化・人口減少が危機的状況にある中、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化トレンドの反転につながられるかどうかのラストチャンスと捉え、令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」におきまして、国において「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめています。</p> <p>社会全体でこども・子育て世帯を応援していくため、こども未来戦略加速化プランに基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付の拡充を図ることとされました。</p> <p>こうした給付の拡充には、安定財源を確保する必要があることから、国において歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、高齢者や事業主も含む全世代・全経済主体に医療保険の保険料・保険税と併せて拠出していくこととなりました。</p> <p>図表9-23は、児童手当などの給付にあてるための子ども・子育て支援納付金総額を各医療保険者が負担するというイメージ図になっています。このことから、和光市の国民健康保険でも、子ども・子育て支援金分として新たに保険税を徴収する必要が生じてきます。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>図表 9-24 の国民健康保険税の用途にあるとおり、国民健康保険税の中に、医療費に充てられる財源として医療給付費分と後期高齢者を全世代で支援するための財源である後期高齢者支援金分、介護保険の財源となる介護納付金分の 3 つの賦課区分があるところに、こども・子育て世代を支援するための財源となる子ども・子育て支援金分が新たに追加され、和光市国民健康保険被保険者の皆様から国民健康保険税として徴収し、子ども・子育て支援納付金として埼玉県へ納付することとなります。</p> <p>ページをめくって裏面をご覧ください。</p> <p>2. 子ども・子育て支援金制度の対象となる給付は具体的にこちらに記載のある少子化対策に充てられることとなります。児童手当については、所得制限の撤廃や高校生年代まで延長すること、第 3 子以降は 3 万円に増額することとなりました。その他に妊娠出産時に 10 万円の経済支援を行う妊婦支援給付金や時間単位等柔軟に通園が可能となるこども誰でも通園制度の創設など既に始まっている事業も含めて 3.6 兆円規模の給付拡充として取り組まれることとなります。</p> <p>3. 子ども・子育て支援金の賦課徴収の基本的な方向性についてになります。</p> <p>こちらも国の資料に基づき記載しています。</p> <p>方向性としましては、埼玉県から示される子ども・子育て支援納付金の額に照らし、和光市で保険税率を設定します。</p> <p>また、低所得者に対する均等割額を 7 割・5 割・2 割軽減する措置が適用されるとともに賦課限度額についても設定されることとなり、医療保険制度に準ずる形で実施いたします。</p> <p>なお、子ども・子育て支援金については、制度の趣旨として少子化対策に係るものであることから、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日以前までのこどもに係る支援金の均等割額を 10 割軽減の措置を講じることとします。</p> <p>次に、第 11 節新たな保険税率と考え方について記載しています。</p> <p>2 の新たな保険税率の考え方としましては、現行のヘルスプラン</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>の第8節で記載した保険税率に子ども・子育て支援金分を追加しています。その他の税率に変更はありません。</p> <p>(2)のところで、先ほど第10節の賦課徴収の方向性のところでお話ししました内容で、子ども・子育て支援金制度は少子化対策に係るものであることから、こどもがいる世帯の拠出額が増えないように、18歳に達する日以後最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減するに当たって、18歳以上の被保険者数で按分した金額を上乗せする形で課税いたします。</p> <p>また、子ども・子育て支援金分の税率につきましては、埼玉県が示す市町村標準保険税率を採用いたします。他の区分である、医療給付費分や後期高齢者支援金分、介護納付金分の今までの保険税については、基金を活用し市町村標準保険税率までは保険税を上げずに抑えているところですが、今まで国保で積み立ててきた基金を新制度の子ども・子育て支援金分の保険税増額分に充てることは制度の趣旨に合わないことと、国においても、令和8年度から令和10年度まで段階的に子ども・子育て支援金分の保険税率を引き上げていく激変緩和の方針としていることから基金の活用は行わないこととします。このことから、子ども・子育て支援金分については埼玉県が示す市町村標準保険税率を採用します。</p> <p>子ども・子育て支援金分で徴収した分は、そのまま子ども・子育て支援納付金として埼玉県に納めることとなり、子ども未来戦略加速化プランに基づく給付に活用されます。</p> <p>図表9-25の表に新たに子ども・子育て支援金分の税率を所得割と均等割に記載しました。事前に送付していた資料から税率を変えておりますのでご覧いただければと思います。実は昨日、埼玉県から令和8年度の市町村標準保険税率の仮算定値が示されましたので、その数値に差し替えさせていただきました。年明けの1月下旬に本算定値が示されるため、あくまで仮算定の数値となっていることから参考値として見ていただきたいのですが、だいたいこのくらいの税率をイメージしていただければと思います。</p> <p>正式には、ヘルスプランの変更として2月に市長決裁を受ける予定になっていますが、そこでは正式な本算定の数値を掲載いたします。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>この税率を踏まえて、次のページのモデルケースに当てはめて、令和8年度の子ども・子育て支援金分の金額を算出いたしました。3つのモデルケースについては、現行のヘルスプランのモデルケースと同様のケースとなります。</p> <p>モデルケース1は70歳夫婦の2人世帯で年金収入180万円の世帯です。令和7年度と比べると2,400円の増加となります。こちらのケースは低所得者の軽減制度が適用されています。</p> <p>モデルケース2は40歳夫婦の2人世帯で給与収入300万円の世帯です。令和7年度と比べると7,700円の増加となります。</p> <p>モデルケース3は40歳夫婦と就学児2人の4人世帯で給与収入600万円の世帯です。令和7年度と比べると14,100円の増加となる見込みです。子ども子育て支援金制度の軽減措置が適用されて子ども2人分の均等割額は10割軽減がかかっています。</p> <p>国の試算では、令和8年度は一人あたり平均月250円、年間にするると3,000円となる見込みですが、今回の仮算定値から見てみると、和光市は一人当たり平均月320円、年間にするると約3,900円となる想定となります。これは、以前から納付金や市町村標準保険税率は他市町村に比べて和光市は所得が高いことから高く算出される傾向があることが要因と考えられます。</p> <p>子ども・子育て支援金分の税率は令和8年度から令和10年度まで段階的に引き上げていくこととなっていることから今後も少しずつ増加していく予定です。ヘルスプランについては令和8年度までの計画のため令和8年度までしか記載していませんが、令和9年度からの3年間の計画を作成する際は、そのことを踏まえて次期ヘルスプランを策定していくこととなります。</p> <p>第12節の財政推計については現行のヘルスプランで第9節において推計したものを、令和5年度から令和7年度まで実績値に数値を更新して令和8年度の推計値を新たに作成しています。なお、第12節についても、事前に郵送にて配布していましたが、一部修正しています。</p> <p>令和8年度の表の一番上の納付金額（埼玉県総額）は仮の数値として、昨日示されました市町村標準保険税率の仮算定値である標準保険税率算定のために必要な保険税総額を記載しています。</p>

発言者	会 議 内 容
奥村委員	<p>表の上から3段目の令和8年度和光市の納付金額についても同様に埼玉県から示されました仮算定値を記載しています。子ども・子育て支援金分が追加された納付金額となりますが、いずれにしても、埼玉県総額に対する和光市の納付金額の割合は上昇傾向にあります。12節の(1)の文章としては、埼玉県の示す納付金額を採用していますとしていますので、最終的には本算定額に修正をする予定です。</p> <p>表の下から3番目の保険税収納額については、令和7年度は当初課税算定時の調定額に93.85%として見込んだ数値に更新しています。令和8年度は被保険者数の減少を見込んだ収納額に子ども・子育て支援金分の収納見込額を上乗せして算出しています。</p> <p>表の下から2番目の法定外繰入金については、現行の計画のとおり令和8年度は繰入を行わないこととします。</p> <p>このことによる令和8年度当初の基金残高は約8億円となる見込みで、現行のヘルスプランの見込みより2億5千万円程多くなる見込みです。</p> <p>資料の最後に目次を追加修正したものを添付しております。</p> <p>先ほどからもご説明している通り、今回お示した令和8年度の推計値や税率については、仮算定値となります。1月末に本算定が埼玉県より示されましたら、その数値に修正して皆様にお知らせいたします。</p> <p>今後は、この場で頂いたご意見を反映したヘルスプラン変更案を事務局にて修正作成し、次回の12月の運営協議会で皆様へ承認を頂きたいと思っております。</p> <p>その後、1月末に本算定の数値に最終的に修正反映したものを改めてお知らせいたします。最終の内容のヘルスプラン変更案を、2月に全員協議会にて市議会へ説明し、市民説明会も実施し、市民の皆様へお知らせすることを考えております。</p> <p>子ども・子育て支援金制度及びヘルスプランの変更についての説明は以上となります。</p> <p>子ども・子育て支援金分が課税されるということですが、この負担は国民健康保険だけですか。後期高齢者や社会保険の方も負担す</p>

発言者	会 議 内 容
稲原課長	<p>るのですか。</p> <p>図表 9-23 にあるとおり、後期高齢者や会社にお勤めされている被用者保険である健保組合や協会けんぽ、わたしたちのような公務員の入る共済組合に属するすべての方が負担することになります。</p>
市島委員	<p>国保だけでなく、後期高齢者や社会保険も同じ額を負担することになりますか。</p>
稲原課長	<p>保険者によって算出の仕方が少し違うというところはございます。</p> <p>被用者保険については、計算方法はこちらでは把握していませんが、後期高齢者医療保険については、埼玉県の広域連合が同じように仮算定額を示していますが、所得割 0.24%、均等割 1,270 円という税率になります。</p>
山崎会長代理	<p>協会けんぽなどの被用者保険は、会社負担が生じますね。自分たちが納める社会保険料、個人負担分と合わせて、会社が子ども・子育て支援金の納付については全て事業者負担になるのかなと思っています</p>
稲原課長	<p>はい、一部事業主負担もございます。</p>
山崎会長代理	<p>図表 9-25 に示されている税率は仮の数値ということですが、埼玉県から示される税率が高くなるということはありませんか。</p>
稲原課長	<p>正直なところ、わかりません。ただし、これ以上税率が上げられたら市としても予算の確保において厳しいという事情がありますので、その辺のところも考慮して県はつくってくれるのではないかなと思っています。</p>
山崎会長代理	<p>和光市国民健康保険ヘルスプランの見直しについては、次回以降の会議で子ども・子育て支援金制度の税率等について審議した結</p>

発言者	会 議 内 容
<p>稲原課長</p> <p>山崎会長代理</p>	<p>果、採決したいと思いますので、本件についてはこれを継続審議したいと思いますので、それについて御異議はございませんでしょうか。</p> <p>異議なしとして継続審議とする。</p> <p>3 その他</p> <p>次回は令和7年12月中旬の開催を予定しております。 内容としては、諮問事項であるヘルスプランの見直しについて最終的に承認いただければと思っております。 基本的にはそのまま出すつもりでおりますが、中身を精査し、修正等もしありましたら事務局にて対応したいと思います。</p> <p>以上をもちまして国保運営協議会を閉会させていただきます。</p> <p>4 閉会</p>